

学校連携用図書セット貸出実施要項

渋川市立図書館

1 趣旨

渋川市の小中学校における教科学習や総合的な学習の時間等の教育活動と児童生徒への読書活動を支援するため、渋川市立図書館（以下「市立図書館」という。）が所蔵する学校連携用図書セットの貸出しを実施する。

2 対象

渋川市内の小学校・中学校

3 学校連携用図書セット

「学校連携用図書セット一覧」のとおり

4 貸出セット数及び貸出期間

- (1) 1回の貸出しで、1校につき最大2セットまで貸出可とする。
- (2) 貸出期間は、貸出期日から2か月以内とする。

5 申込方法

- (1) 貸出しを希望する学校は、「学校連携用図書セット貸出申込書」により、市立図書館に郵送・ファックス又はメールで申し込むものとする。
- (2) 申込みは、随時受け付けるものとする。
なお、原則として申込書の先着順に貸出するが、申込が重複した場合、利用の機会均等を図るため、過去の利用実績等を勘案して、貸出順や貸出希望を調整することがある。
- (3) 申込みの受付は、市立図書館からの回答をもって完了とする。

6 貸出・返却手続及び図書の運搬

- (1) 貸出・返却に係る図書の運搬は、各学校が市立図書館へ来館して行うものとする。ただし、来館が難しい学校については、市立図書館から学校への直接の配送も可とする。
- (2) 貸出・返却時には、「内容確認表」によりセット内容を確認し、返却時に市立図書館へ報告するものとする。
- (3) その他、貸出・返却手続等の詳細は、別添の「利用の手引き」を参照するものとする。

7 図書の管理

- (1) 学校は、貸出しを受けた図書を、汚破損・紛失等が生じないように適正に管理するものとする。
- (2) 汚破損・紛失等が生じた場合は、市立図書館に申し出て、その指示に従うものとする。